

# 令和5年4月1日からの **送金手数料** について

令和5年1月号で、4月1日から組合員の皆様から当組合に送金する場合には所定の手数料の負担が必要になることをお知らせしたところですが、再度足利銀行と協議をした結果、令和5年4月1日以降も、専用の振込依頼書を利用する場合の手数料は無料となりました。

ただし、振込依頼書の2枚目の「通知書」が使用できないこととなりましたので、利用する場合には2枚目の「通知書」を外して利用してくださいますようお願いいたします。

なお、令和6年度以降については引き続き協議をしていきますので、結果が出ましたら改めてお知らせします。

上記記事に関するお問い合わせは

総務課経理係

☎028-615-7804